

高知市 屋外広告物のしおり



屋外広告物は、良好な景観の形成、まちの美観や風致の維持、危害の防止の観点などから法律や条例で規制されています。美しい都市景観を守り、個性的で魅力あるまちづくりを進めるため皆様のご協力をお願いします。

新たに広告物等を表示・設置される場合など、事前にご相談をお願いします。

高知市 都市計画課

屋外広告物とは

屋外広告物とは、『常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの』で『看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、または表示されたもの並びにこれらに類するもの』をいいます。

また、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なシンボルマークや商標など一定の観念やイメージを与えるものも、屋外広告物に該当します。条例では、屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件(『掲出物件』という。)を総称して『広告物等』といいます。

区分	広告物等の種類	内 容	
素材及び形態による分類	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、立看板等及びはり札等以外のもの	
	はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物	
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)	
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)	
	旗、のぼり類	布等を土地又は建物等に固定した旗ざお等に取り付け、当該旗ざお等により広告物等を支えて、恒常的に表示し、又は設置するもの	
	広告幕等	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び旗、のぼり類以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	
	可変表示式広告物	デジタルサイネージ、電光掲示板等の常時表示内容を変えることができる広告物(文字のみを表示するものを除く。)	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に表示し、又は設置するもの	
	アーケード利用広告物等	アーケード(日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。)に表示し、又は設置するもの	
	特定工作物利用広告物等	煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するものに表示し、又は設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件(市長が認めるものに限る。)を利用して、表示し、又は設置するもの(寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。)	
敷地形態による区分	建物利用広告物	屋上広告物	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に表示し、又は設置するもの。屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階の壁面に表示し、又は設置するものを含む。
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、表示し、又は設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に表示し、又は設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、表示し、又は設置するもの	
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に表示し、又は設置するもの	

備考 一の広告物等がこの表の複数の種類に該当することがあります。

また、この表では規制をする広告物等のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物等があります。

屋外広告物の規格と許可の基準

●規格 ■許可の基準

すべての広告物等（共通事項）

- 歩道の上空を占有して表示し、又は設置するもの下端はを当該歩道の路面から2.5m以上、車道の上空を占有して表示し、又は設置するもの下端は当該車道の路面から4.5m以上離れていること（道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。）

- 蛍光色を使用しないこと

突出広告板等

- 建物その他の工作物からの突き出し幅は1.5m以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は1.0m以下であること

電柱等利用広告物等

- 電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること

- 表示面積は、電柱等1本につき1㎡以下であること

野立て広告物等

- 表示面積は1面につき50㎡以下であり、かつ1基につき140㎡以下であること
- 高さは、地盤面から15m以下であること

公益物件利用広告物等

- 表示面積は、1㎡以下であり、かつ、広告物等を表示する方向から見た場合の公益物件の外郭線内を一平面とみなしたときの面積(当該広告物等の表示面積を除く)以下であること

可変表示式広告物

- 利用物件及び敷地形態による区分のとおり
- 利用物件及び敷地形態による区分のとおり

屋上広告物等

- 建物の壁面又は最上階のひさしの端の垂直面上を超えて0.45m以上外部に突き出していないこと

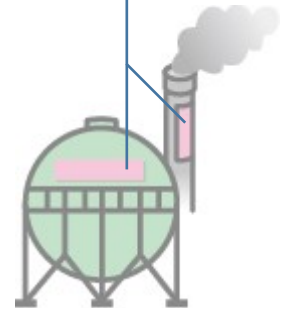
(アドバルーンを除く)

- 地盤面から広告物等の上端までの高さが15mを超え51m以下のときは、当該広告物等の縦の長さ(建築面積の8分の1以内の建築物の階の上部に設置する場合は、当該階の高さを含む。)が当該広告物等を設置する建物の高さの2分の1以下であること

- 地盤面から広告物等の上端までの高さが51mを超えるときは、当該広告物等の縦の長さが3m以下であること

特定工作物利用広告物等

- 自家用広告物等であること
- 広告物等を表示する方向から見た場合の工作物の外郭線をを一平面とみなしたときの面積の4分の1以下であること



敷地内独立広告物等

- 表示面積は、1面につき50㎡以下であり、かつ、1基につき140㎡以下であること
- 高さは、地盤面から15m以下であること

道路横断広告物等

- 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から4.7m以上離れていること
- 公益のために表示するものであること

壁面等広告物等

- 広告物等一部が、当該広告物等を表示し、又は設置している壁面以外の壁面の延長線を超えて突き出していないこと
- 表示面積は、広告物等を表示し、又は設置する壁面の高さが51m以下の部分の壁面面積の2分の1以下であること
- 地盤面から建築物の上端までの高さが51mを超える場合で、51mを超える壁面の部分に表示し、又は設置する広告物等のときは、縦の長さが3m以下であること

立看板等

- 表示面積は、2㎡以下であること

広告旗

- 表示面積は、2㎡以下であること
- 広告旗の相互間距離は、5m以上離れていること(自家用広告物等を除く)

はり紙及びはり札等

- 表示面積は、1㎡以下であること

総量規制の基準

区域	建物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計
第一種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の10分の3以下
第二種禁止地域等	
許可地域	建物の壁面面積の合計の10分の5以下

備考 1 地盤面から建物の上端までの高さが51mを超えるときは、51mを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない

2 屋上にある建築面積の8分の1以内の建物の階の壁面については、この表の壁面面積に算入しない

屋外広告物にはいろいろなルールがあります①

広告物を出せる地域と出せない地域があります

地域

禁止地域

原則として広告物が出せない地域

許可地域

許可を受けて広告物が出せる地域

広告物を出すには基準があります

基準

広告物の規格

許可の基準

総量規制の基準

広告物の総表示面積の基準

出せない広告物や適用除外の広告物があります

広告物

禁止物件

広告物が出せない物件

禁止広告物

出せない広告物

適用除外広告物

許可がいない広告物

広告物を出すには手続きや義務があります

手続き

許可申請

広告物の新規の許可や更新・変更の申請

表示・設置

高さ4mを超える場合は建築確認が必要

保守・点検

広告物の管理・点検義務

管理者の設置

県内に在住する者（※資格が必要な場合もあります）

除却

広告物を撤去したとき

広告業の登録

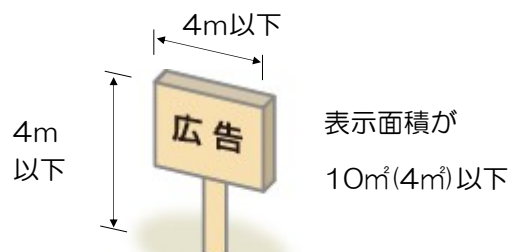
登録・設置義務

*屋外に掲げる広告物は、許可手続きが必要です。

*表示の内容は、個人・商業・営利・非営利など目的を問いません。

*自家用の広告物で、右のような広告物は手続きが不要な場合があります。（詳細は問い合わせください。）

手続きが不要な広告物の一例



上の縦(高さ)・横の長さ、面積の全てを満たすもの

屋外広告物にはいろいろなルールがあります②

禁止地域

次の地域や場所では、原則として広告物等を表示し、又は設置することはできません。

- 第一種禁止地域及び第二種禁止地域
- 禁止地域等の指定区間及び指定地域

ただし、条例第19条第1項及び第2項に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、設置することができます。(適用除外広告物)

許可地域

禁止地域以外で、許可を受けて広告物の表示・設置ができる地域

適用除外広告物

屋外広告物の範囲は非常に広く、住宅の表札にいたるまで日常的な慣習や祭礼、各種の行事などの広告も含まれます。これらを一律に規制すると社会生活に支障をきたすことも考えられます。そこで、一部の広告物については、条例の規定の一部(禁止地域、禁止物件、広告物の許可等)を適用しない「適用除外」を設けています。

適用除外となる自家用広告物

自己の事業所などの建物や敷地内に自己の氏名や名称(会社名等)や事業内容を表示する広告物を自家用広告物といいます。

- 第一種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は4㎡以下であること
- 第二種禁止地域等及び許可地域において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は10㎡以下であること

適用除外となるその他の広告物

許可を受けることなく禁止地域・禁止物件又は許可地域に表示できるもの

- ※ 法令の規定により、表示・設置する広告物(建築確認の表示など)
- ※ 国または地方公共団体が表示する広告物(観光案内地図など)届出が必要
- ※ 公益のために表示・設置する広告物(交通安全の標語など)申請が必要
- ※ 臨時的・仮設的または慣習的に表示する広告物(冠婚葬祭の表示など)

屋外広告物にはいろいろなルールがあります③

禁止物件(広告を出せないもの)

違反広告物の一例



(橋りょう)



(高架構造物)



(彫像)



(郵便ポスト)



(電話ボックス)



(道路標識)



(街灯柱)



(街路樹)



(消火栓)



(ガードレール)



(電柱)



(信号機)



(よう壁)

屋外のこのような物件に広告物を掲出してはいけません

広告物を出された後の管理・安全点検が大切です

広告物は、屋外に設置されるため風雨などで劣化や腐食が進みます。

そのため、飛散や落下などの事故につながる恐れがありますので、『管理者』は、日頃から『安全点検』を行う義務があります。

屋外広告業の登録業者かどうか確認してください

高知市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けることが必要です。登録の有無については、都市計画課まで問い合わせしてください。

屋外広告業とは、広告物等の表示又は設置を行う営業をいいます。広告主などから広告物等の表示又は設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を指し、元請け、下請けなどの立場の形態は問わず該当します。

条例に違反した場合、広告主・設置業者・管理者それぞれに罰則が科せられる場合があります

※ 登録を受けずに広告業を営んだ者等（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※ 条例に違反して広告物を設置した者等（30万円以下の罰金）

※ 立入検査等において検査を拒んだ者等（20万円以下の罰金）

許可期間及び許可手数料

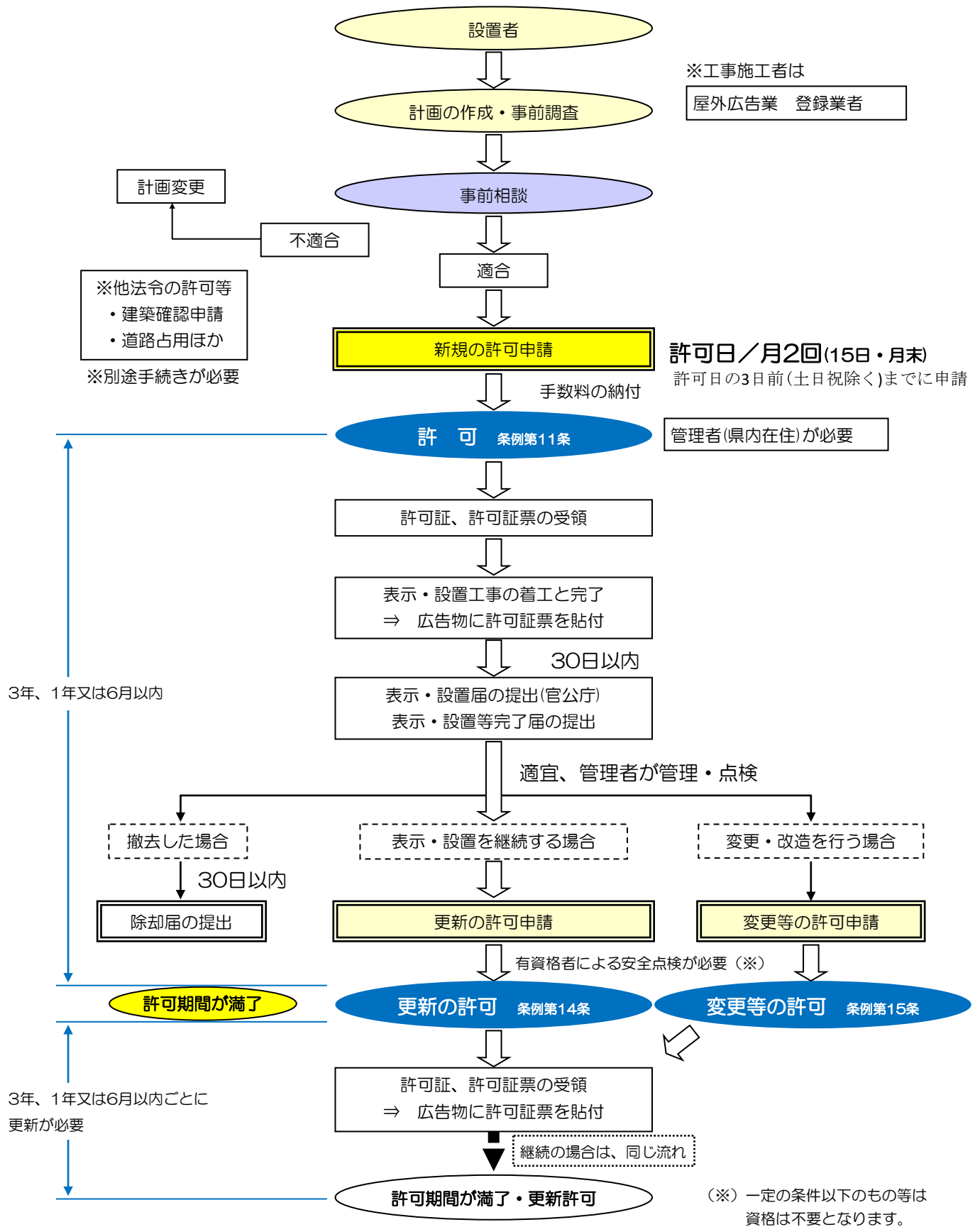
広告物等の区分	許可手数料	許可期間	
はり紙	100枚までごと 500円	6ヶ月以内	
はり札等	10枚までごと 500円		
広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等	1基につき 600円		
上記以外の広告物等	表示面積(屋外広告物を掲出する物件にあっては、表示可能面積)が2㎡未満のもの	1基につき 1,400円	3年以内 (可変表示式広告物は、1年以内)
	2㎡以上 5㎡未満のもの	// 2,300円	
	5㎡以上 10㎡未満のもの	3,500円	
	10㎡以上 15㎡未満のもの	5,500円	
	15㎡以上 20㎡未満のもの	6,900円	
	20㎡以上 30㎡未満のもの	9,500円	
	30㎡以上 40㎡未満のもの	12,700円	
	40㎡以上 50㎡未満のもの	17,000円	
50㎡以上のもの	20,100円に50㎡を超える面積が10㎡ごと(10㎡未満の端数は、切り捨て)に3,100円を加算して得た額		

※手数料は、高知市収入証紙による納付となります。

許可申請手続き

【許可申請書】	高知市ホームページからダウンロードしてください。 また、都市計画課でも配布しています
【添付書類等】	①付近見取図 ②配置図 ③その他の図面及び仕様書 広告物等の形状・面積・色彩・意匠・素材・位置・寸法その他表示又は設置の方法を明らかにしたもの ● 建物利用の場合は、建物と広告物の寸法が入った立面図が必要です。 ● デザイン・表示内容・色彩が分かるカラーの完成予想図、構造図を添付してください。 ● 図面には建物と広告物の地盤面からの高さを記載してください。 ● 可変表示式広告物の場合は、一日の放映時間を記載し、放映内容の一覧を添付してください。
【提出部数】	申請書は1部。添付図面等は2部提出してください
【許可申請の時期】	高知市では、許可日が月2回(15日・月末)ですので、特に、新規の許可については早めにご相談ください。申請は、許可日の3日前(閉庁日を除く)にお願いします。
【管理者の条件】	①高知県内に在住する者 ②表示面積が30㎡を超える自家用広告物以外の広告物等の場合は、屋外広告士または屋外広告物講習会修了者等であって、建築士または建築(土木)施工管理技士の資格を有する者
【その他の手続き】	①広告物等の高さが4mを超える場合 ⇒ 建築指導課など ②道路上に広告物等を掲出する場合 ⇒ 道路管理課など ③地区計画区域内、または、景観形成重点地区内に表示・設置する場合 ⇒ 都市計画課へ
【許可期間が満了】	継続して表示・設置する場合は、更新の許可申請手続きを行ってください。 表示・設置が必要なくなった場合は、除却して『除却届』を提出してください。
【屋外広告物の手引き】	屋外広告物の手続き等の詳細を解説した冊子が都市計画課にあります。 また、高知市ホームページでも確認することができます。

許可申請手続きの流れ



屋外広告物等に関する問い合わせ先

高知市 都市計画課

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
 TEL : 088-823-9465 FAX : 088-823-9454
 E-mail : kc-170200@city.kochi.lg.jp
 HP : <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/koukokusinsei1.html>

